

【フランス】非契約私立教育機関の設立規制の強化

海外立法情報課 安藤 英梨香

* 2018年4月13日、増加傾向にある私立教育機関に対する監督を強化し、子供の教育環境を保護するため、私立教育機関の設立に関する規定を改正する法律が成立した。

1 制定の背景

(1) 私立教育機関の地位

私立の初等教育機関、中等教育機関、専門学校（以下「私立教育機関」）は、初等教育について定めた1886年10月30日のゴブレ法、中等教育について定めた1850年3月15日のファルー法、専門学校について定めた1919年7月25日のアスティエ法、国家と私立教育機関との関係について定めた1959年12月31日のドブレ法によって、その地位が規定されている。

私立教育機関は、5年間の運営実績を積んだ後、要件を満たせば国と契約を締結し、国の定める規則及び教育課程に従う条件で、国から運営補助金を受けることができる。一方、国との契約に拘束されない非契約の私立教育機関は、子供に一定水準の共通の基礎知識を習得させる義務があるが、その範囲内で教育内容や時間割を自由に選択することができる。¹

私立教育機関は、コミューン（市町村に相当）の長に届け出ることによって設立することができる。コミューンの長は、衛生的、道徳的な観点から子供の収容環境が適切ではないと判断した場合、設立を拒否することができる。なお、届出は、県国民教育機関大学区長代理官²、共和国検事³にも送付される。

(2) 私立教育機関の設立をめぐる問題

私立教育機関は、国との契約の有無にかかわらず、国の監督下に置かれるが、近年、私立教育機関の新設数が増加傾向にあり⁴、監督が行き届かない状況が生じていた。また、現在の法制度では教育の自由、結社の自由の観点から統制が制限されており、それにより問題が生じている。例えば、トゥールーズのイスラム系非契約私立教育機関アルバドル（Al-Badr）は、2016年12月、教育の一般的水準からの著しい逸脱などを理由に、刑事裁判所に即時閉鎖を命じられた。しかし、運営者は、施設の名前を変更し、同一の住所を用いて新たな機関として設立を届け出た。従来の法制度では、コミューンの長が新しい機関の設立を拒否しても、それに反して運営者が機関を設立した場合、3,750ユーロ⁵の罰金が科されるのみで、施設を強制的に閉鎖することができなかった。このため、設立規制を可能にする法改正が求められていた。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年6月11日である。

¹ 私立教育機関の国との契約制度については、吉田正晴「フランス私立学校に対する国家補助—1959年12月31日の法律をめぐって—」『レファレンス』114号、1960.7、pp.73-84を参照。なお、現在まで制度に大きな変更はない。

² 県国民教育機関大学区長代理官（directeur académique des services départementaux de l'éducation nationale: DA-SEN）は、大学区長を補佐し、県における大学区長の代理人となる。

³ 共和国検事（procureur de la République）は、民事及び刑事の第1審司法裁判所である大審裁判所（tribunal de grande instance）に1名ずつ配置される検事局の代表者である。

⁴ 2011年に設立された私立教育機関は31であったが、2016年には93の私立教育機関が設立された。

⁵ 1ユーロは約132円（平成30年6月分報告省令レート）。

2 法律の概要

2017年6月27日、非契約私立教育機関の設立制度を改正するための法案が提出され、「非契約の私立教育機関の設立及び管理の体制を簡素化しより良い組織形成を可能にするための2018年4月13日の法律第2018-266号」⁶として成立、2018年4月14日に公布された。

(1) 事前審査期間の延長

これまで、設立の届出を提出してから1か月の間に反対がなければ、1か月経過後自動的に設立が許可されたとみなされていたが、この期間が3か月になり、行政機関が運営方法の適切性、行われる教育の水準などを事前に審査し、設立の可否を判断する期間が長くなった。

(2) 違反した場合の罰則の強化

私立教育機関の設立手続及び運営規定に違反した場合、運営者には15,000ユーロの罰金が科され、施設は強制的に閉鎖される。また、以後5年間、教育機関を設立・運営すること、教育機関で教育に携わることが禁止される。共和国検事が違反の事実を把握した場合、国の教育管轄機関は、違反のあった施設に通っている生徒の親に対し、2週間以内に別の学校に子供を登録するよう催告することができる。

この規定と、上述の事前審査期間の延長の規定により、設立の届出をした段階で、衛生的・道徳的観点から教育機関の審査がより丁寧に行われ、子供の収容環境が脅かされる蓋然性が高い機関の設立を拒否しやすくなった。また、運営者がコミューンの長による設立の拒否に反して教育機関を設立した場合、施設を強制的に閉鎖することができるようになった。さらに、アルバドル学校のように、違反があった施設の閉鎖後すぐに同一の運営者が新たな教育機関を設立することを防ぐため、5年の運営制限期間が設けられた。

(3) 私立教育機関を運営するための条件

そのほか、次の者は私立教育機関を運営することができないことも新たに規定された。

- ・有罪判決を受けるなどした行為無能力者に該当する者
- ・フランス、EU加盟国又は欧州経済領域協定加盟国⁷の国籍を持たない者
- ・法令で定める年齢、資格、職業経験、職業知識等の要件を満たさない者
- ・EU加盟国又は欧州経済領域協定加盟国の公立又は私立の教育機関で、最低5年間の経営、教育、監督の職務経験がない者

参考文献

- ・結城忠「フランスとアメリカにおける政教分離の原則と宗教系私学に対する公費助成」『白鷗大学論文集』第27号、2013.3, pp.1-18.
- ・“La fermeture de l'école Al-Badr, un dossier juridique épineux,” Le Monde, 2017.2.3. <https://www.lemonde.fr/societe/article/2017/02/03/la-fermeture-de-l-ecole-al-badr-un-dossier-juridique-epineux_5073978_3224.html>

⁶ Loi n° 2018-266 du 13 avril 2018 visant à simplifier et mieux encadrer le régime d'ouverture et de contrôle des établissements privés hors contrat. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000036798673&categorieLien=id>>

⁷ 欧州経済領域協定加盟国は、EU加盟国28か国に、EFTA（欧州自由貿易連合）加盟のノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを加えた31か国である。